

《善通寺市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度で利用可能な行政サービス》

宣誓書証明書又は宣誓証明カードをご提示いただくことで、次のサービスを申請することができます。

《善通寺市のサービス》 (2024.4.1現在)

サービス名	サービス内容	担当課
母子健康手帳の交付	パートナーシップ宣誓を行った場合、妊娠届を妊婦本人に代わって配偶者と同様に代理申請することができます。	子ども課 63-6365
保育所、認定こども園等の入所・入園に係る手続	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を養育している状態であれば、保護者として手続をすることができます。	
子育て支援センターの利用	通常利用の場合は手続不要です。予約制イベントの場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をした旨を告げて、保護者として利用することができます。	
要介護認定の申請	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、要介護認定の申請を行うことができます。 (※宣誓証明書の提示は必要ありません。)	高齢者課 63-6331
善通寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金	パートナーシップ宣誓を行ったパートナーで東京23区で一定年数以上勤務・在住をしていた場合は、要綱で定める補助対象者の要件を満たす方を対象に、補助制度を利用することができます。	政策課 63-6303
市営住宅への入居	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、市営住宅入居の申込の際にお互いを「親族」として申請することができます。	建築住宅課 63-6313
善通寺小規模災害弔慰金の支給	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った場合、パートナー及びご家族が災害により死亡したときは、その遺族として申込みができます。	社会福祉課 63-6339
税に関する証明書の交付	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が同世帯の場合、同世帯の親族とみなし交付申請することができます。 ※委任状不要、代理人の本人確認書類(免許証など)の提示が必要です。	税務課 63-6305
身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免	身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が運転するものうち、下記のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税(種別割)を減免することができます。 ・重度の身体障害者又は精神障害者の方のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの ・重度の身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等(その方のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が所有するものを含む。)で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が運転するもの	
幼稚園の入園に係る手続	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として入園手続をすることができます。	教育総務課 63-6327
スタディーアフタースクールに係る手続	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として利用手続をすることができます。	
り災証明、救急搬送証明の発行	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、消防長への申請により「り災証明」及び「救急搬送証明」を発行できます。	消防本部 64-0119
救急車への同乗	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、パートナー及びご家族が救急車で搬送される際に同乗できます。	
市職員の特別休暇等	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った職員は、結婚休暇等の特別休暇や介護休暇を取得することができます。	秘書広報課 63-6301

《香川県のサービス》 (2024.7.1現在)

サービス名	サービス内容	問合せ先
県営住宅への入居	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を 入居申し込みにご利用できます。	住宅課 県営住宅グループ 087-832-3581
かがわスマートハウス促進事業 補助金	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を、 子育て世帯又は複数世代同居の加算にご利用できます。	環境政策課 カーボンニュートラル 推進室 087-832-3851
香川県知事表彰 香川県文化表彰 香川県教育委員会表彰	被表彰者が死亡した場合の表彰において、パートナーシップ等の 関係にある方は、遺族に含めて授与することができる取扱いと します。	秘書課 087-832-3013 文化振興課 総務・振興グループ 087-832-3784 教育委員会総務課 総務・財務グループ 087-832-3730
心身障害者扶養共済制度	パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を 加入手続きにご利用できます。	障害福祉課 地域生活支援 グループ 087-832-3292
県立病院での患者の病状説明、 面会等	医療上の配慮として、従来よりパートナーシップ等の関係にある 方を広く認めています。 (詳細は、各病院にお問い合わせください。)	中央病院事務局 診療支援課 087-811-3333 丸亀病院事務局 総務企画課 0877-22-2131 白鳥病院事務局 0879-25-4154

【県職員向け】

世帯用の県職員住宅及び教職員住宅について、パートナーシップ宣誓証明書又は
ファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みにご利用できます。

※詳しくは、香川県公式ホームページでご確認ください。



<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dowaseisaku/lgbt/partnership2.html>



《行政以外のサービス》

サービス名	サービス内容
携帯電話の家族割	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合は、家族 と同様に左記のサービスが受けられる可能性があります。
生命保険の受取人	ただし法的な効力がないため、詳細はそれぞれのサービス利用 先に問い合わせてください。